

豊中市身寄りのない高齢者支援事業 登録事業者募集要領

1. 実施目的

豊中市 ICT 見守り事業実施要綱に基づく ICT 見守りサービスの申込みに必要な緊急連絡先の確保が困難な者に対し、サービスの利用に際して必要な緊急連絡先の確保などの支援を実施することができる事業者を募集する。

2. 事業者要件

豊中市身寄りのない高齢者支援事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づき、以下の要件をすべて満たすものとする。

- ・ ICT 見守り事業委託業務の受託事業者と法人契約を締結しているもの
- ・ 内閣府が掲げる高齢者等終身サポート事業者ガイドラインを遵守し、主に身元保証等サービスを実施しているもの
- ・ 要綱別表 2 に掲げる補助対象サービスをすべて遂行することができるもの
- ・ 事務所（派遣拠点）を豊中市内か豊中市に隣接する市（池田市、箕面市、吹田市、大阪市、伊丹市、尼崎市）に確保しているもの
- ・ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 項に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員又はその構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者を含む。）の統制の下にある団体ではないもの
- ・ 要綱第 21 条 2 項の規定による登録の取消しを受けていないもの、あるいは取消しを受けた日から起算して 5 年を経過したもの
- ・ 受領委任払いに対応できるもの
- ・ 事業者が設定できる上限額を超えない料金設定をすることができるもの

補助対象サービス等一覧表（要綱別表 1 及び 2 に事業者が定める上限金額を追記）

補助対象サービス	補助対象経費	補助金の上限額 補助回数	事業者が設定できる上限額
① 交付決定者との対面での面談、必要に応じて ICT 見守り機器設置立ち会い	初期費用 （対面での面談・必要に応じて ICT 見守り機器設置立ち会いにかかる費用）	11,000 円（税込） 最大 2 回	16,500 円（税込） （利用者負担額 0～5,500 円（税込））
② エンディングノート・人生会議等の作成補助			
③ 交付決定者からの随時の終活等の相談対応	月額費用 （相談対応・異常通知の確認・異常通知受信時の対応にかかる費用）	550 円/月（税込） 利用月数	1,650 円（税込） （利用者負担額 0～1,100 円（税込））
④ 異常通知の確認（土日祝含む 365 日対応）			
⑤ 異常通知受信時の交付決定者への状況確認			
⑥ ⑤で確認できなかった場合の ICT 見守り事業受託事業者への代理訪問依頼			
⑦ ⑥で確認できなかった場合の警察・消防への出動要請			
⑧ ICT 見守り機器撤去の立ち会い	ICT 見守り機器撤去立ち会い費用	3,300 円（税込） 1 回	4,950 円（税込） （利用者負担額 0～1,650 円（税込））

3. 募集のスケジュール

項 目	期 限 等
説明会参加申込書の提出	令和7年6月6日（金）12：00
説明会（任意参加） ※オンライン（Zoom）開催	令和7年6月9日（月）13：00～14：00
質問書の提出	令和7年6月11日（水）12：00
質問回答	令和7年6月16日（月）
申込書類の提出	令和7年6月20日（金）12：00（必着）
審査結果の通知	令和7年6月下旬を予定
事業開始	令和7年8月1日

4. 説明会（任意参加）

参加を希望する事業者は、事務局まで説明会参加申込書を電子メール若しくはFAXにて提出すること。

【提出期限】令和7年6月6日（金）12：00

【開催日時】令和7年6月9日（月）13：00～14：00

【開催方法】オンライン（Zoom）

※電子メール、FAXを送付の際は、電話での到着確認をお願いいたします。

※ZoomのID等は後日送付いたします。

※当日の説明資料は後日市ホームページに掲載します。

5. 質問について

本募集要領の内容に不明な点がある場合は、事務局まで質問書を電子メール若しくはFAXにて提出すること。

【提出期限】令和7年6月11日（水）12：00

【回答】令和7年6月16日（月）市ホームページに掲載

※電子メール、FAXを送付の際は、電話での到着確認をお願いいたします。

※電話での質問は一切受け付けません。

6. 申込書類の提出

【提出期限】令和7年6月20日（金）12：00（必着）

【提出先】豊中市役所 福祉部 長寿安心課 事業推進係

豊中市中桜塚3-1-1（第二庁舎1階）

受付時間：8：45～17：15

【提出方法】持参（土日及び時間外は受け付けない）、又は送付（郵便、宅急便等）

なお、送付の場合、提出書類の到達について確認すること。

【申込書類】・豊中市身寄りのない高齢者支援事業補助金事業者登録（更新）申込書（様

式第 11 号)

- ・豊中市身寄りのない高齢者支援事業補助金誓約書（様式第 12 号）
- ・事業者の概要が分かる書類（定款）
- ・本事業の業務マニュアル等

【提出書類の取扱い】・提出書類の分割提出は認めない。また、提出書類の不足又は提出期限内未到達の場合、申込みを無効とする。

- ・提出書類は返却しない。
- ・提出書類に不備等が発見された場合は、補正を求めることがある。
- ・提出期限後の差替えは認めない（豊中市が補正等を求める場合を除く）。

7. 審査結果の通知

審査の結果は、すべての申込者に対して令和 7 年 6 月下旬に文書で通知する。

8. 審査後の流れ

登録事業者として決定された場合、利用者向けに事業の内容を周知できるチラシ（A4）を提出すること。

9. 申込者の失格

以下の要件のいずれかを満たす場合は失格とする。

- ・申込書類を提出後に「2. 対象事業者」で規定する要件に抵触するに至ったとき
- ・申込書類において虚偽の内容を記載したとき
- ・申込みに関して談合等の不正行為があったとき
- ・正常な申込みの執行を妨げる等の行為があったとき
- ・法令並びに豊中市の関係条例及び関係規則に抵触する内容を含んだ申込みを行ったとき
- ・審査の公平性を害する行為があったとき
- ・前各号に定めるもののほか、申込みにあたり著しく信義に反する行為を行ったとき

10. 留意事項

- ・事業者登録の新規募集は年に 1 度行う。なお 2 年度目以降は更新の手続きが必要となる。
- ・登録事業者については、市 HP にて一覧で公表する。

11. その他

この募集要領に定めるもののほか、必要な事項については市と協議を行う。

12. 事務局（問合せ先）

豊中市 福祉部 長寿安心課 事業推進係 担当：谷口・深谷・室田

〒561-8501 豊中市中桜塚 3-1-1（豊中市役所第二庁舎 1 階）

電話 06-6858-2237（直通） FAX 06-6858-3611

E-mail choujuanshin@city.toyonaka.osaka.jp

※電子メール、FAX を送付の際は、電話での到着確認をお願いいたします。